

第3回 電力改革及び東京電力に関する閣僚会合 議事概要

日時：平成24年5月9日（水） 17：30～17：50

場所：官邸3階南会議室

出席者名：藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣兼内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）、細野環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣、古川国家戦略担当大臣、安住財務大臣、平野文部科学大臣、齋藤内閣官房副長官、仙谷民主党政調会長代行、荒井民主党原発事故収束対策PT座長、玉木民主党政調会長補佐

1. 開会

開会に当たっての藤村官房長官からの発言は以下の通り。

（藤村 官房長官）

- 本閣僚会合は、東京電力福島原子力発電所の事故の収束、東京電力による原子力損害賠償への支援、電気事業制度改革等を政府として一体的に推進することを目的としている。
- これまで、東京電力の緊急特別事業計画等について討議してきた。現在、東京電力においては、本事業計画に基づき、原発事故に伴う対応等に着実に取り組んでいただいている。また、電力システム改革についても、昨年、枝野大臣から御報告いただいた論点整理に基づいて、専門的な検討が進められている。
- 本日は、4月27日に、原子力損害賠償支援機構及び東京電力から、主務大臣たる枝野大臣へ認定の申請がなされた「総合特別事業計画」について、枝野大臣から報告いただき、関係の閣僚間で確認及び議論いただく。
- また、各関係閣僚から、担当部門における施策等の検討状況や進捗について報告いただき、情報共有を図りたい。

2. 議題1 総合特別事業計画について

冒頭、総合特別事業計画について、枝野 経済産業大臣兼原子力損害賠償機構担当大臣より報告。

主な発言は以下の通り。

(平野 文部科学大臣)

- 文部科学大臣としては、今回の総合特別事業計画のうち、特に迅速かつ適切な損害賠償の実施が重要だと考えている。今回の計画にも「5つのお約束」の更なる強化を記載いただいていることを評価。
- ADRへの申し立て件数は既に2千件を超えるが、解決は200件程度に留まる。迅速な解決に向けて、迅速な体制の強化が必要である。
- 損害賠償が迅速に進められるよう文科省としてもしっかりと対応していくが、関係閣僚の皆様にもより一層のご協力を お願いしたい。

(古川 国家戦略大臣)

- 今我が国が直面しているエネルギー問題は、短期的には、今夏の厳しい需給をどう乗り切るかにあり、中長期的には、原発への依存度低減のシナリオを具体化しながら更なる成長につながる新たなエネルギー構造をどう築いていくのかにある。
- 東京電力は、我が国のエネルギー産業を担う重要な企業。これら2つの大きな課題・試練を克服していく上で大きな役割を果たしていただかなければならない。需要家の視点に立った新生・東京電力が総合特別事業計画のもとで実現することを期待したい。
- エネルギー・環境戦略の全体を司るエネルギー・環境会議の議長としても、東京電力改革を後押しするようなエネルギーシステム改革をとりまとめていきたい。

3. 議題2 その他

各大臣より、それぞれの担当部門についての報告を含む自由討議。

主な発言は以下の通り。

(枝野 経済産業大臣)

- 電力システム改革については、昨年末に本閣僚会合にて承認いただいた「電力システム改革に関するタスクフォース論点整理」で示した10の論点について、「電力システム改革に関する専門委員会」を設置し、鋭意検討を進めている。
- 専門的議論を進め、夏ごろまでには一定の取りまとめを行いたいと考えている。

(安住 財務大臣)

- 東京電力の人事も確定し、政府が1／2超の議決権も得ることとなった。これからは国が前面に立つことになり、それだけに責任も重くなる。
- 今回の総合特別事業計画が確実に実施されるよう取り組まなければならない。

(仙谷 政調会長代行)

- 平野文部科学大臣が指摘したADRの申し立ては、3月・4月には一月当たり450～500件あった。これは一部の裁判所よりも多い件数。量・質ともに体制強化しなければ、疲弊して辞める弁護士も出てくる。
- 今後、財物賠償の話になると、区域指定による帰宅困難地域等もあるため、純粋な法律論だけで賠償・補償基準を策定することは困難。

(枝野 経済産業大臣)

- 今の平野大臣、仙谷代行からのお話については、近々にも細野大臣と相談しつつ、議論の在り方等も含めて検討していきたい。

(古川 国家戦略担当大臣)

- 経済財政担当としての立場から発言する。規制部門の値上げは仕方ないにしても、消費者の工夫や努力によっては値上げを最小限に抑えることができる余地があるような料金体系にすることが重要。そうした方策を東電が積極的に出して欲しい。

(枝野 経済産業大臣)

- 料金については、消費者庁や消費者委員会からもご意見をいただいている。それらも踏まえて取り組んでいく。

(荒井 原発事故収束対策PT座長)

- 賠償については、PTでも議論がなされている。風評被害対応といったものもあり、人的な体制が不十分であるとの印象がある。調査官にあわせ、その補佐をするパラリーガルの補充も必要。
- 被災者からは、被害を受けた人達に対して「いつまでに解決する」という終了の時期を示してほしいという声がある。
- 体制拡充等、賠償の迅速化に向け、是非、関係者の協力をお願いしたい。

(安住 財務大臣)

- 長期戦になって経営計画の根底が崩れると、すべての費用を国が税負担することと同じになりかねない。
- 会議出席のメンバーにおかれては、国民が冷静な議論をできるよう取り組んでもらいたい。

(平野 文科大臣)

- 現場で不足している人員の補充は、現在、公募や日弁連への協力要請をしている。現地で弁護士を確保することは困難であるが、不満が出ないようにしていきたい。

4. 閉会

閉会に当たっての藤村官房長官からの発言は以下の通り。

(藤村官房長官)

- 本日は、原子力損害賠償支援機構及び東京電力により申請された「総合特別事業計画」について、概ね方針を確認できた。
- 枝野大臣を中心に関係閣僚には、
 - ① 廃炉や今なお避難しておられる皆さんへの対応等、原発事故に伴う中長期対応の確実な実施
 - ② 「新しい東電」の実現のため一層の経営改革の実施に向け、努力していただきたい。
- 今後とも、各関係閣僚の担当部門の進捗状況を見つつ、この電力改革閣僚会合を開催し、関係閣僚の御協力を得て、取組みに万全を期したい。

(以上)